

青森県県政情報センター規程

(平成 21 年 3 月 30 日青森県告示第 211 号)
改正(平成 22 年 3 月 31 日青森県告示第 209 号)
改正(令和 5 年 3 月 31 日青森県告示第 247 号)

(目的等)

第 1 条 県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、県政情報センター（以下「センター」という。）において、行政資料を閲覧させ、並びに行政資料の貸出し及び有償又は無償による頒布を行い、もって情報公開の推進を図るものとする。

2 前項に定めるもののほか、センターにおいて、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号）の規定による知事が保有する行政文書の開示並びに個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び青森県個人情報保護に関する条例（令和 5 年 3 月青森県条例第 3 号）の規定による知事が保有する個人情報の開示等に関する総合案内を行う。

(利用時間)

第 2 条 センターの利用時間は、月曜日から金曜日まで（青森県の休日に関する条例（平成元年 3 月青森県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、必要があると認めるときは、利用時間を変更することがある。

(行政資料の取扱い)

第 3 条 センターを利用する者は、行政資料を汚損し、破損し、又は亡失しないよう取り扱うものとする。

(その他の事項)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する